

監査のテーマ 伊達市の資産管理・運営について

第1節 外部監査の概要

I 外部監査の種類

地方自治法 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項並びに伊達市包括外部監査条例第 2 条に基づく包括外部監査

II 選定した特定の事件(監査のテーマ)

伊達市の資産管理・運営について

III 事件(監査のテーマ)を選定した理由

高速道路のトンネル崩落事故以降、社会資本の維持管理についての課題が特に取り上げられているところであるが、自治体の資産は、民間企業の資産と異なり、利益を生み出すことを目的とせず、市民の福祉の向上を目的とするものであり、資産が増えるほど、維持管理などの資金流出が多額になる性質を持つ。

資産取得のための支出は、長期間にわたって積み重なり、資産額が多額になっている一方、人口の減少や、地方自治体独自での財政の自立化は難しいことから、これらを将来にわたり維持管理する方法につき、課題となるところである。

これらのことから、伊達市の資産全般につき、政策目的に沿って保有・管理されているかにつき検討することは、伊達市の財政を考えるに当たり重要であると考えた。

IV 外部監査の方法

(1) 監査の要点

ア 伊達市の社会資本の水準は、同規模他都市と比較するとどの程度か。特色はあるか。

イ 資産の管理・運営方法は検討されているか。

ウ 個別の資産につき、取得当初と状況が異なっているものはないか。ある場合、それに対応した検討と、現況に応じた運営が行われているか。

エ 資産の取得目的と異なる使用方法となっていないか。

オ 債権等については、回収可能性を検討しているか。

カ 管理の分掌は妥当か。

(2) 主な監査手続

- ・ヒアリング
- ・視察及び観察
- ・関係書類の閲覧・照合
- ・関係法令等との整合性チェック

- ・抜き取りテスト
- ・分析
- ・現物との照合

等による。具体的な手続については、それぞれの項目で述べている。

(3) 監査の対象

分析は、広義の社会資本を対象として行った。また、個別には、一般会計を中心として監査の対象とした。

V 外部監査の実施期間及び対象

平成 25 年 4 月 1 日より平成 26 年 2 月 26 日

平成 25 年度の現状検討を基本としているが、数値等については、平成 24 年度の市の財政収支について検討している。

VI 外部監査人・補助者と主な分担

包括外部監査人 石川千晶（公認会計士）

補助者 石井吉春(大学院教授) 國方真由美（公認会計士） 八木俊則（弁護士）

VII 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

VIII 指摘事項等の記載方法

合規性に問題があるもの、手続き上の不備、誤謬、政策目的から著しく乖離した業務実施等については、監査の結果として記載し、経済性・効率性・有効性の視点から課題のあるもの、また市民間の公平性に課題のあるもの、市の政策目的と乖離していると思われるものなどについては意見として記載している。

IX その他

・この報告書上の団体・法人・個人名の記載方法等については、伊達市情報公開条例及び伊達市個人情報保護条例に従って判断している。

・この報告書内のデータについては、可能な限り出所を記載しているが、伊達市から入手した資料については記載していない。

・数値については、単位未満を切捨てにより表示することもあり、表の合計欄の数値と、表の数値の合計は一致しない場合がある。